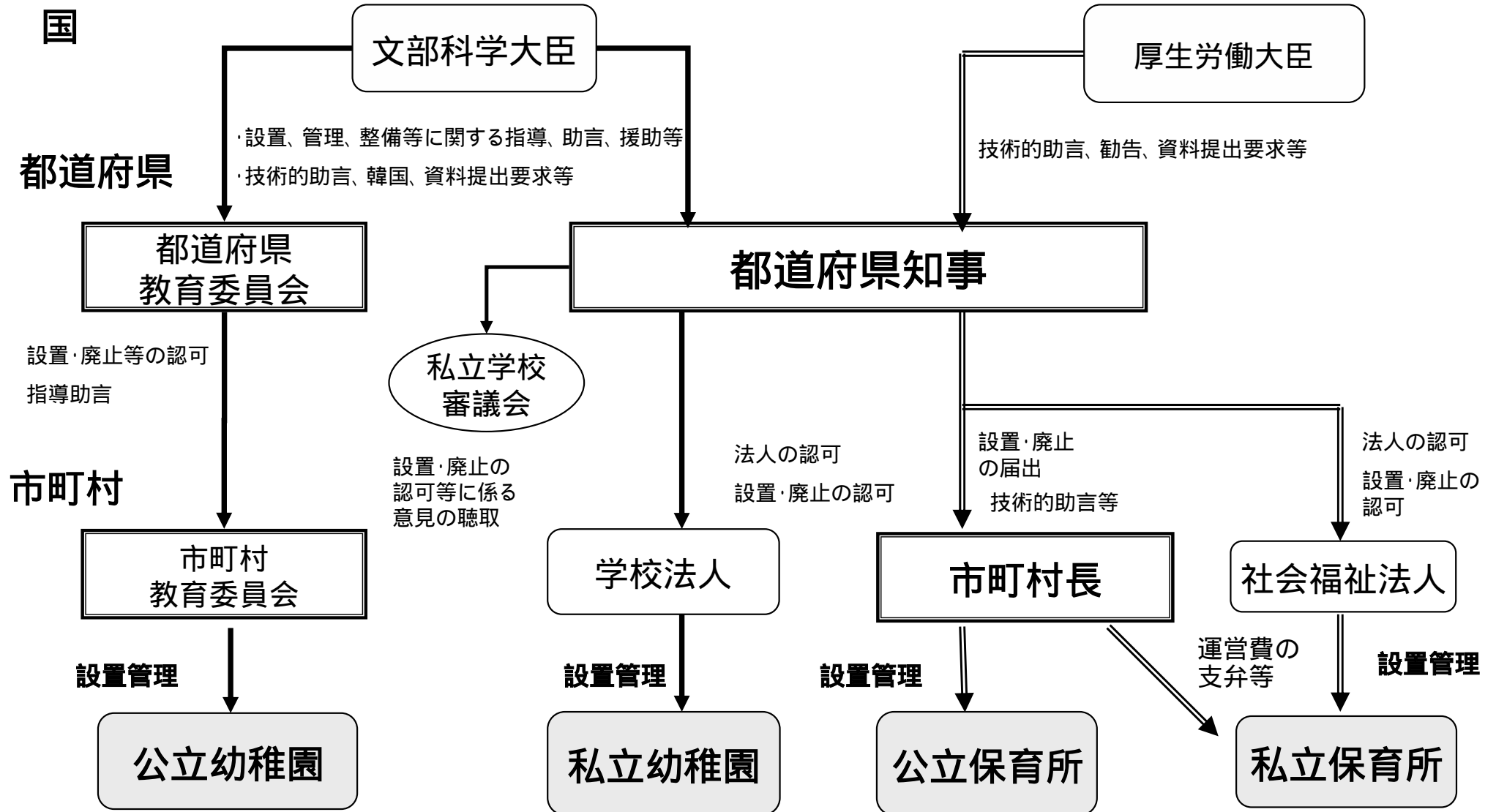


幼稚園・保育所に関する行政体制(概略図)

- ・ 幼稚園 / 保育所、公立幼稚園 / 私立幼稚園の間で、それぞれ異なる所管関係となっている。
- ・ 公立幼稚園については、教育の中立性・安定性・継続性等の確保のため教育委員会が所管。



指定都市が設置する公立幼稚園の設置廃止等については、認可ではなく届出。

指定都市、中核市に存する私立保育所については知事ではなく市長が認可等を行う。

市町村における幼稚園・保育所の行政組織 < 例 >

- ・市町村においては、市町村立幼稚園は教育委員会において所管し、保育所に関する事務は首長部局で行っている。
- ・私立幼稚園に関しては、担当部局が明確になっていない場合が多い。

